

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成29年12月15日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	☐ 知事 ☒ 市区町村長等
2. 都道府県名	千葉県
3. 市区町村名	千葉市
4. 届出番号	16
5. 独自利用事務の事例番号	116-3-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.chiba.jp/somu/joho/kaikaku/dokujiriyoujimu.html

執行機関名 千葉市長

知事等(教育委員会)が行う子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)による地域子ども・子育て支援事業に関する事務であって規則で定めるもの(延長保育)
②番号法別表第1の項	94	
③番号法別表第2の項	116	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		千葉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例 別表 第10の項 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)による地域子ども・子育て支援事業に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	子ども・子育て支援法(平成二十四年八月二十二日法律第六十五号) 第1条	千葉市延長保育事業実施要綱 第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の <u>子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与</u> することを目的とする。	第1条 この要綱は、 <u>保護者の就労形態の多様化、通勤時間の増加等に伴う保育需要に対応するとともに、児童福祉の増進を図るため</u> 、延長保育事業(以下「延長保育」という。)を実施するにあたり必要な事項を定めるものとする。
⑦独自利用事務の関連規範		千葉市延長保育事業実施要綱 千葉市保育所及び千葉市認定こども園使用料条例 児童福祉法、子ども・子育て支援法及び千葉市保育所及び千葉市認定こども園使用料条例に基づく使用料等の徴収等に関する規則 千葉市保育料等の徴収等に関する要綱